

葛卷町農業委員会
第27回総会議事録

1 日 時 平成29年8月23日(水) 午前9時30分から午前10時12分

2 会 場 葛巻町総合センター 保健相談室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて

議案第5号 葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

4 出席委員

① 門 場 政 一 ② 馬 場 正 俊 ③ 星 野 順 子 ④ 木戸場 真紀子

⑤ 橘 秀 子 ⑥ 芳 田 聡 ⑦ 川 崎 美由起 ⑧ 藤 森 雅 美

⑨ 長 峯 一 雄 ⑩ 森 久 雄 ⑪ 坂 井 徳 身 ⑬ 落 宰 勝

⑭ 久 保 淳 ⑮ 坂 待 純 一 ⑯ 深 澤 進
(会長職務代理者) (会 長)

5 欠席委員

⑫ 藤 岡 俊 策

6 議事録署名委員

⑪ 坂 井 徳 身 ⑬ 落 宰 勝

7 書記(農業委員会事務局)

千 葉 隆 則 (事務局長) 落 合 咲 子 (主幹)

事務局長 お疲れ様です。ただ今から第27回総会を始めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入りたいと思います。
よろしくお願いします。

〔あいさつ〕

会 長 皆様、大変ご苦勞様でございます。今日は総会終了後、農地パトロールということで、一日よろしく願います。8月に入りまして、8日ごろから雨が続き、低温が続いております。話を聞くと、稲も心配のようであったり、野菜も収穫量が少ないということでした。昭和55年が、同じような年だったように記憶しております。昭和55年はいろいろ記憶に残る年として、お盆にずっと雨が降って、横になるのにも毛布を掛けないと寒くて寝ていられなかったような気がします。今日はちょっと気温が上がりましたが、これから天気が回復することを願っております。

〔開 会〕

議 長 それでは、総会に入ります。
ただ今から、葛巻町農業委員会第27回総会を開会いたします。
本日の出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。
なお、12番藤岡委員から欠席の申し出がありましたので、報告いたします。
本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

《日程第 1 》

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、11番坂井委員、13番落宰委員のお二人を指名いたします。
また、会議書記は、事務局職員の千葉事務局長と落合主幹を指名いたします。

《日程第 2 》

議 長 次に、日程第2「会期の決定」を行います。会期は、本日1日と決定することにご
異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第 3 》

議 長 次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長

はい。お手元の会務報告をご覧くださいと思います。

月 日	内 容	出 席 者
7月20日(木)	ソバ播種作業(第26回総会終了後) (町内 田の沢)	会長ほか委員14名、 事務局3名
8月 8日(火)	農業者年金加入推進特別研修会 (盛岡市 ホルメト [®] リ [®] ン盛岡ニューイング [®])	会長職務代理者、 事務局長
17日(木)	現地確認調査 (町内)	藤森委員、長峯委員、 事務局長、主幹
18日(金)	盛岡地方農業委員会連絡協議会会長会議 (盛岡市 盛岡市役所都南分庁舎)	会長

以上でございます。

議 長

以上で報告が終わりました。ただ今の報告について、質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第 4 》

議 長

次に、日程第4「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は、1ページをご覧ください。

今月の農地法第3条の許可申請は1件でございます。

この案件は、●●第●●地割字●●の畑479㎡で、●●●●●●●●の●●●●さんの農地を●●地区の●●●●●●さんが買い受けしようとするものです。申請地の位置図は、4ページをご覧ください。農地は国道●●●●号から町道●●線を約150m上った地点にあります。調査書は2ページをご覧ください。農地法第3条の許可要件となる同条第2項該当の有無については、第1号の全部効率要件から第7号の地域調和要件まですべて該当しないため、問題ないものと認められます。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を9番長峯委員にお願いいたします。

【9番長峯委員 挙手】

議 長

長峯委員。

9 番

現地確認結果を報告いたします。

この案件は、親族間の売買による所有権移転です。対象農地は譲受人が以前に住んでいた住宅の脇で、以前から貸借により、ほうれん草をビニールハウスで栽培しており、農地も自己所有地と合わせて適正に使用されていることから、調査書に記載のとおり問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議長

次に、地区担当委員の補足説明を私から申し上げます。

長峯委員からも報告があったとおりで、特に問題はないと思います。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長

挙手全員です。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

《日程第5》

議長

次に、日程第5「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長

事務局長。

事務局長

議案書は、5ページをご覧ください。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

この案件の申請人は●●●地区の●●●さんで、●●第●●地割字●●●の畑3,248㎡のうち434㎡に、農業用施設のバンカーサイロを整備するものでございます。また、農振区分につきましては、農業振興地域内で農用地区域外にあたる農地となっております。

申請地の位置図は、10ページをご覧ください。農地は町道●●●●●線の道路脇にあります。配置図は9ページをご覧ください。畜舎及び堆肥舎の脇に整備する計画となっております。調査書は6ページをご覧ください。4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、転用目的から被害防除までの対象となる各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

議 長 以上でございます。
この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を8番藤森委員にお願いいたします。

【8番藤森委員 挙手】

議 長 藤森委員。
8 番 現地確認の結果を報告いたします。
この案件は、バンカーサイロを整備するために畜舎及び堆肥舎に隣接する農地の一部を永久転用するもので、農地にはデントコーンが作付けされておりました。工事には収穫後に着手する予定で、周囲の農地に及ぼす影響はないものと思われます。
よって調査書に記載のとおり特に問題はないと判断しました。
以上です。

議 長 次に、地区担当委員の補足説明を13番落宰委員にお願いいたします。

【13番落宰委員 挙手】

議 長 落宰委員。
13 番 特に問題はないと思います。
議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。
議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を、原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。よって、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を提出いたします。

《日程第6》

議 長 次に日程第6「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」の審議に当たり、私が権利設定を受ける当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」の規定に該当するため、議長を15番坂待会長職務代理者に交代いたします。

なお、私は本議案終了まで退席させていただきます。よろしく申し上げます。

【16番深澤会長 退席】

議 長 それでは暫時の間、議長を交代いたします。
日程第6「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の

決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は11ページをご覧ください。

1番から3番の案件ですが、すべて有限会社●●●●が砂利採取のため、隣接する農地を一時転用するものでございます。農地の所在は●●第●地割字●●で、1番は●●●●さんの転作田2筆で2,296㎡、2番は●●●●●●さんの転作田1筆で734㎡、3番は●●●●●●さんの転作田2筆で5,380㎡、全体では8,410㎡となっております。申請地の位置につきましては16ページをご覧ください。対象農地は1級河川●●●●沿いで有限会社●●●●●●の作業場の対岸付近です。調査書は12ページをご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を9番長峯委員にお願いします。

【9番長峯委員 挙手】

議 長

長峯委員。

9 番

1番から3番の案件は、砂利採取に伴う一時転用になります。申請地は現在、牧草が作付けされている状況で、貸借期間は許可日から1年間となっております。転用業者の説明では来年8月末までには工事を完了し、秋には飼料畑として使える状態にしたいということでした。

このことから、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議 長

次に地区担当委員の補足説明は、16番深澤会長が退席しておりますので省略します。

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

それでは議案第3号の審議が終了いたしましたので、議長を交代いたします。

16番深澤会長は、入室してください。

【16番深澤会長 入室し、議長席に着席】

《日程第7》

議長 次に日程第7「議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は18ページからご覧ください。今回は、2筆分の農地法の適用除外証明願についてご審議いただきます。

1番の案件は、●●第●●地割字●●の畑983㎡で、同地区の●●●●●さんの所有地でございます。非農地になった事由は、転用手続きが必要だと分からずに平成2年に植林を行い平成28年に伐採を行いましたが、農地として復元できる状態ではないことから、適用外証明願が提出されたものでございます。

申請地の位置につきましては20ページをご覧ください。町道●●●●●線から約80m入った山際です。21ページに現地の写真を添付しておりますので、ご確認いただきたいと思ひます。

続きまして2番の案件は、●●第●●地割字●●の田84㎡で、同地区の●●●●●さんの所有地でございます。非農地になった事由は、●●●●●さんが昭和54年に自宅を建築して以来、宅地用通路として利用しているものです。この通路については、当時の所有者が元地番211番1の一部、面積49㎡の許可を受けていたものの、分筆登記及び地目変更の手続きがされていなかったものです。昨年、農地所有者が変わったことから、改めて測量し、地目変更登記等を行うため適用外証明願が提出されたものでございます。

申請地の位置につきましては23ページをご覧ください。主要地方道●●●●●線から町道●●●●●線に約20m入った●●●●●の旧屯所付近です。

24ページに現地の写真を添付しておりますので、ご確認いただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を8番藤森委員にお願いいたします。

【8番藤森委員 挙手】

議長 藤森委員。

8番 現地確認の結果を報告します。

1番の案件は、21ページの写真のとおり伐採されてはおりますが、沢浴いで農地として利用しにくい上に、抜根等も必要となることから農地としての再生は困難であると思ひます。

われます。よって、農地法の適用外証明は妥当なものと判断しました。

次の2番の案件は、24ページの写真のとおり砂利が敷設され、約40年間にわたって通
用道路として使用されています。このような現状から、今後、農地としての利用は不可
能であり、農地法の適用外証明は妥当なものと判断しました。

以上です。

議 長 次に、地区担当委員の補足説明を1番の案件は13番落宰委員にお願いします。

【13番落宰委員 挙手】

議 長 落宰委員。

13 番 写真のとおり、木が生え森林になっておりますので、特に問題はないと思います。

議 長 次に、2番の案件は15番坂待会長職務代理者にお願いします。

【15番坂待会長職務代理者 挙手】

議 長 坂待会長職代理者。

15 番 2番の案件であります。こちらは春先から相談を受けて進めてきた案件でございま
して、適用外証明は妥当なものと思われま。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第4号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることにつ
いて」は原案のとおり決定いたします。

《日程第8》

議 長 次に日程第8「議案第5号 葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見につ
いて」を議題に供します。

この議案は9案件のうち1案件に、15番坂待会長職務代理者が権利設定を受ける当事
者となり、農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」の規定に該当いたしま
すが、議案第5号は一括での審議をお願いしたいと思いますので、15番坂待会長職務代
理者は退席をお願いいたします。

【15番坂待会長職務代理者 退席】

議 長 それでは、事務局より議案の説明を求めます。

議 長
事務局長

【事務局長 挙手】

事務局長。

議案書は25ページですが、別綴の議案第5号・別紙でご説明いたします。

まず、別紙の1ページ農用地利用計画の変更概要でございますが、(1)土地利用の状況(変更前の状況)の行政区域の総面積は町全体の面積でございます。

次の段の農業振興地域、これは総合的に農業振興を図るべき地域ですが、29,252haうち農用地区域、これは集団的に存在する農用地や土地改良事業区域内などの生産性の高い農地等で、農業上の利用を確保すべく指定された土地でございますが、15,848.4haとなっております。

次の(2)農用地利用計画の変更が、本日もご審議いただく内容となります。農用地区域から125.75haを除外し、(3)の今後管理する農用地区域の総面積が15,722.6haになるものでございます。

別紙の2ページをご覧ください。農用地区域から除外される125.75haの内訳で、変更理由別に植林転用が8件1,257,453㎡、宅地用道路及び駐車場用地が1件67㎡となっております。

3ページをご覧ください。農用地区域からの除外一覧でございます。○印が付いていない4件は、現況地目が山林であることから説明は割愛させていただきます。

一覧の中で、7番の案件は転作田5,720㎡のうち67㎡を、それ以外の4件はすべて畑に植林をするために除外するものでございます。

個々の事業計画概要書及び位置図等につきましては、4ページ以降に記載されておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

なお、○印が付いている5件は、すべて「農用地区域からの除外に関する検討表」の5農地転用許可基準上の判断とその理由において、農地区分は第2種農地であり、かつ、農地転用目的の例外規定の代替性に該当しないものでございます。

以上でございます。

議 長

この事案は先月と今月の2回にわたり現地確認が行われております。

まず、先月に確認した4番及び5番の現地確認結果の報告を6番芳田委員にお願いします。

【6番芳田委員 挙手】

議 長
6 番

芳田委員。

現地確認の結果を報告します。

4番及び5番の案件は、●●第●●地割字●●の畑、2筆合計3,669㎡で、同地区の●●●●さんの所有地です。現地は水路を挟んで隣接しているものの森林に囲まれた土地で、農地としての活用は不向きであることから、農用地区域からの除外は妥当と判断いたしました。

以上です。

議 長

次に、今月に確認した2番及び7番、8番の現地確認結果の報告を8番藤森委員

にお願いします。

【8番藤森委員 挙手】

議 長
8 番

藤森委員。

現地確認の結果を報告します。

2番の案件は、●●字●●●の畑 2,272㎡で●●地区の●●●●さんの所有地です。

現地は●●●●沿いの山林に囲まれた土地で、自宅から相当な距離があることや谷間で日照条件も悪く、農地としての活用は不向きであることから、農用地区域からの除外は妥当と判断いたしました。

7番の案件は、●●字●●●の畑 5,720㎡のうち67㎡を宅地用道路及び駐車場用地として分筆し、同地区の●●●●●さんから●●●●の●●●●さんが買い受けしようとするものです。現地は●●●●と●●●●が合流する地点の転作田で牧草地となっており、道路及び駐車場として必要最小限であることから、農用地区域からの除外は妥当と判断いたしました。

8番の案件は、●●第●●●地割字●●の畑 1,364㎡のうち864㎡で、同地区の●●●●●さんの所有地です。現地は国道●●●号から林道●●線を約200m上った沢沿いで、現況は原野化しており農地としての再生は困難であることから、農用地区域からの除外は妥当と判断いたしました。

以上です。

議 長

次に、地区担当委員の補足説明については、特に補足等がある委員は、挙手の上で説明をお願いしたいと思います。

【「なし」の声】

議 長

以上で説明が終わりました。それでは、質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第5号「葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を同意することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第5号「葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は同意することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

15番坂待会長職務代理者は、入室してください。

【15番坂待会長職務代理者 入室】

《日程第 9 》

議長 次に日程第9「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は26から27ページをご覧ください。

1番の農地は、●●第●●地割字●●の畑6筆11,290㎡、田6筆7,994㎡、12筆合計19,284㎡で、賃借人が耕作できなくなったことから、別の担い手に貸し付けるための合意解約通知でございます。賃貸人及び賃借人、解約届出日等は、記載のとおりです。

次に2番の農地は、議案第1号の農地法第3条第1項の規定による許可申請においてご審議いただいた売買に関わる合意解約通知でございます。

解約の理由は、当事者間で農地を売買するためのもので、賃貸人及び賃借人、解約届出日等は、記載のとおりです。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第10》

議長 次に日程第10 報告第2号「農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は28ページをご覧ください。有限会社●●●●から工事進捗状況報告書を受理いたしましたので、ご報告いたします。

今年4月25日に一時転用許可を受けた分の第1回目の報告書で、7月21日に提出されました。8月17日に藤森委員、長峯委員とともに進捗状況を確認して参りました。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を9番長峯委員にお願いします。

【9番長峯委員 挙手】

議長 長峯委員。

9番 現地確認の結果を報告いたします。

この案件は今年3月の第22回総会において、砂利採取を目的とする工鉱業用地への一時転用することを許可相当と決定したものです。

現地は、備考欄に記載されているとおり、砂利採取が60%、埋戻しが50%の進捗状況と思われます。

よって、届出内容は妥当と判断いたしました。

以上でございます。

議長 次に地区担当委員の補足説明を14番久保委員をお願いします。

【14番久保委員 挙手】

議長 久保委員。

14番議長 現地を見てきましたが、報告どおり進んでおりましたので問題はないと思います。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

《日程第11》

議長 次に日程第11 報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は29ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理しましたので、報告いたします。

8月16日、●●●●●●●●在住の●●さんからの届け出で、今年1月に亡くなられた父●●さんの所有地を相続により取得したものでございます。

畑4筆17,750㎡と田6筆4,245㎡の合計10筆21,995㎡は、以前から貸付しており、農地として適正に管理されています。

なお、受理通知については、8月18日に送付しております。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

《日程第12》

議長 次に日程第12「その他」ですが、先月の第26回総会終了後に行われた「新制度移行後における葛巻町の農業委員・農地利用最適化推進委員に係る業務及び定数・担当区域検討結果について」の報告を事務局より説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長

それでは、総会資料の30ページをご覧ください。

日時におきましては、第26回総会終了後、ソバの播種作業を終了した午後2時45分から3時30分まで、この保健相談室で開催しております。協議事項の項目及び出席委員と記録については記載のとおりでございます。

6番の協議結果でございますけれども、本検討結果に基づきまして、今後町当局等と協議を進めて参りたいと考えているものでございます。

(1)農業委員・農地利用最適化推進委員の業務(案)についてでございますけれども、業務内容はそれぞれ次のとおりといたします。ただし、業務外の相談等を受けた場合でも、事務局を通じて情報共有を図っていただきたいと考えております。

まず、農業委員につきましては、①総会の審議・決定、②現地確認調査、こちらは担当区域の推進委員と連携を図りながら進めていただきたいと考えております。それから、③農業者年金への加入及び農業新聞購読の推進、④農政全般に関すること、⑤農地パトロールでございます。

次に、農地利用最適化推進委員でございますが、①担い手への利用集積に係る農地相談等ということで、事務局の農地利用集積促進員と連携しながら、相談にあたっていただければと考えているものです。②遊休農地の発生防止・解消、こちらにつきましては農地パトロール等を含めながら、発生防止、または解消に努めていただくものです。③農地利用最適化の推進に関する指針の策定・変更に係る意見陳述ということで考えているものです。

(2)農業委員の定数及び農地利用最適化推進委員の担当区域別定数(案)につきましては、農業委員の定数につきましては8人、農地利用最適化推進委員については、総数としましては12人になります。担当区域は、当初面積を目安に考慮したわけではございますが、基本的には属人という考え方で、それぞれの体育振興会別に相当する行政区を当てはめているものです。従いまして、吉ヶ沢からの西部地区と、前にご説明いたしました、300haにおおむね1人あたりというような考え方からいきますと、基本的にはそれぞれの体育振興会ごとに2名を配置するというものと、もうひとつは面積の割合を勘案したものを当てはめますと、農地面積の多くなる西部地区には1名増員、それから、150haと農地面積が小さい中部B地区はマイナス1名と調整を行ったもので、西部地区に3名、中部B地区に1名、あとはそれぞれ2名ずつの推進委員を配置するという考え方でございます。

(3)農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬につきましては、移行後の補助金になりますけれども、農地利用最適化交付金や町財政等との関連等もございますので、当農業委員会としての素案は特に提示はしませんけれども、検討会で出された意見や、県内他市町村の動向等を踏まえて、事務局において町当局と協議を進めて参りたいと考えているものでございます。

以上でございます。

議長

ただ今の報告について、ご質問、ご意見等がございましたら、どうぞ。

- 議 長 【9番長峯委員 挙手】
 長峯委員。
 9 番 面積を考慮して農地利用最適化推進委員を配置するということでしたけれども、農家戸数の多い地域にも増員を考えたらいいかと思います。
- 議 長 【事務局長 挙手】
 事務局長。
 事務局長 農家戸数ということでご意見を頂戴しましたけれども、農家戸数につきましては、農地所有者の中には町外に住所を置かれている方もいらっしゃいますので、賃借等を含めなかなか実態が把握しづらいといった部分等がございまして、農家戸数をもとにした配置というのは難しいと考えております。また、国の考え方につきましても、農地面積100haに1人という農地利用最適化推進委員の配置の目安もございまして、先ほど申し上げましたとおり、特に農地利用最適化推進委員については、担当区域を決めて配置するというのもございまして、基本的には体育振興会ごとの面積等を勘案して、先日の検討会ではそういったご意見を頂戴した、ということでございます。
- 議 長 【9番長峯 挙手】
 長峯委員。
 9 番 わかりました。よろしいです。
- 議 長 【「なし」の声】
 ないようですので、委員の皆さんから何かございましたら、どうぞ。
- 議 長 【「なし」の声】
 ないようですので、「その他」を終了します。
 以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第27回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成29年9月8日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____